

No.	事業名	交付対象 事業費	物価高騰					一般財源	その他の財源	事業概要	【備考】 R7に繰越
			低所得世帯 支援枠		推奨事業	定額減税・給付金 一体支援枠					
			給付費	事務費		給付費	事務費				
1	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業 (7万円給付) ※非課税	300,382,631円	293,930,000円	6,312,631円	140,000円				【国の方針による】 ・物価高騰の影響を大きく受ける住民税非課税世帯に7万円を給付		
2	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業 (7万円給付) ※家計急変	1,960,000円	1,960,000円						・物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯(住民税課税世帯)であって、家計が急変した世帯に7万円を給付		
3	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業 (10万円給付) ※均等割	113,422,802円	107,000,000円	6,422,802円					【国の方針による】 ・物価高騰の影響を受ける低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)に10万円を給付		
4	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業 (R5こども加算)	38,393,920円				33,000,000円	5,393,920円		【国の方針による】 ・物価高騰の影響を受ける低所得世帯のうち、子育て世帯を支援するため、3万・7万・10万円給付世帯に子供1人あたり5万円を加算給付		
5	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業 (新規非課税世帯分)	66,468,744円		3,355,729円		62,400,000円	713,015円		【国の方針による】 物価高騰の影響を大きく受ける住民税非課税世帯に10万円を給付		
6	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業 (新規均等割のみ課税世帯分)	34,425,850円				31,300,000円	3,125,850円		【国の方針による】 物価高騰の影響を受ける低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)に10万円を給付		
7	住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業 (新規低所得者子育て世帯分)	9,365,778円		3,340円		8,900,000円	462,438円		【国の方針による】 物価高騰の影響を受ける低所得世帯のうち、子育て世帯を支援するため、10万円給付世帯に子供1人あたり5万円を加算給付		
8	定額減税調整給付	448,314,975円				428,100,000円	20,214,975円		【国の方針による】 定額減税額を所得税・住民税から引ききれない人への差額給付		
9	民間保育所等給食費支援事業(4～9月分)	2,635,350円			2,635,350円				・コロナ禍における、民間保育所等の給食材料費等に係る物価上昇の負担を軽減することにより、保育事業者や保護者を支援		
10	民間保育所等給食費支援事業(10～2月分)	2,666,960円			2,666,960円				No.9に同じ		
11	給食費物価高騰分対策事業 (保育園・幼稚園分)	7,979,062円			7,979,062円				・コロナ禍において物価上昇が続く中、賄材料費の増額分を補填することにより、給食費の値上げを避けつつ、給食の品質を確保 ・コロナ禍における物価高騰の影響を受ける保護者を支援		
12	給食費物価高騰分対策事業 (小中学校分)	31,849,760円			31,849,760円				No.11に同じ		
13	物価高騰対応学校等給食品質確保事業 (保育園・幼稚園分)	632,450円			632,450円				物価上昇の影響で生じた品質確保に要する費用を保護者等に転嫁することを避けることにより、保護者等を支援		
14	物価高騰対応学校等給食品質確保事業 (小中学校分)	5,317,700円			5,317,700円				No.13に同じ		
15	住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (非課税世帯追加分)	0円			0円					○	
16	住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (新規低所得者子育て世帯分)	0円			0円					○	
17	民間保育所等給食費支援事業(3月分)	0円			0円					○	
合計		1,063,815,982円	402,890,000円	16,094,502円	51,221,282円	563,700,000円	29,910,198円	0円	0円		